

あん摩・マッサージ施術の正しいかかり方

マイナ保険証等が使用できる範囲は限られています！

○マイナ保険証等が使えます

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、マッサージにより

麻痺や拘縮の改善などの治療効果が期待できるもの

⇒初回申請時には、医師の同意書（または診断書）を添付してください。

※継続する場合は、6ヶ月ごとに同意が必要です。

×マイナ保険証等が **使えません！**

⇒全額自己負担での受診となります

- ・ 日常の疲労
- ・ 肩こり
- ・ 腰痛
- ・ 体調不良
- ・ 筋肉痛
- ・ 疾病予防目的など
- ・ 慰安目的によるあんま（指圧及びマッサージを含む）
- ・ 外傷性（捻挫・打撲等）の痛みの緩和
- ・ 工作中や通勤途上におきた負傷 など

あん摩・マッサージ施術でマイナ保険証等を使用するときの注意事項

1. マイナ保険証等が使用できる適用範囲について

あん摩・マッサージの施術について、筋麻痺・関節拘縮等の症状改善のため医療行為として医師が施術を認め、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。

なお、疲労回復や慰安目的、疾病予防等の健康保険の対象とならない施術については、全額自己負担となります。

⇒初回申請時には、医師の同意書（または診断書）を添付してください。

※継続する場合は、6ヶ月ごとに同意が必要です。

※マッサージは原則として、病名ではなく症状に対する治療となります。療養費の支給対象として認められるマッサージは、麻痺の緩解措置としての手技、あるいは関節拘縮や筋萎縮が起きているところに、その制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージです。

2. 変形徒手矯正術について

変形徒手矯正術は、当該施術を必要とする旨の医師による同意が必要です。

医療上1ヶ月を超えて行う必要がある場合は、改めて同意書の添付を必要とする取扱いになっています。なお、マッサージと同じ部位に変形徒手矯正術を行うことは、認められていません。

3. 往診料について

当該往療を必要とする旨の医師による同意書が必要です。

麻痺や拘縮などにより、歩行が不可能または甚だしく困難である場合に限り、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合でかつ定期的もしくは計画的に患宅を訪問して施術をおこなう場合に往診料（往療料）が支給されます。

4. 白紙の療養費支給申請書に署名を行わないでください

白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡してしまう行為は間違いにつながる恐れがあります。必ず申請内容を確認してから、ご自身で署名をしてください。

5. 領収書は必ず受け取りましょう

領収書の無料発行が義務化されています。

必ず受け取り保管して、毎年2月に共済組合から送付する医療費通知で金額・日数等の確認をお願いします。